

平成25年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年9月18日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成25年9月18日 午前8時59分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 認定第1号 平成24年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成24年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成24年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成24年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成24年度可児市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成24年度可児市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成24年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成24年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成25年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成24年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第11号 平成24年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第12号 平成24年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第13号 平成24年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第14号 平成24年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第15号 平成24年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第16号 平成24年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第17号 平成24年度可児市水道事業会計決算認定について
- 議案第43号 平成25年度可児市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第44号 平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第45号 平成25年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第46号 平成25年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について

5. 出席委員（19名）

委員長	伊藤 壽	副委員長	伊藤 英生
委員	林 則夫	委員	可児 慶志

委	員	亀	谷	光
委	員	伊	藤	健
委	員	中	村	悟
委	員	野	呂	和
委	員	川	合	敏
委	員	澤	野	伸
委	員	山	口	正
委	員	出	口	忠

委	員	富	田	牧	子
委	員	小	川	富	貴
委	員	山	根	一	男
委	員	天	羽	良	明
委	員	酒	井	正	司
委	員	山	田	喜	弘
委	員	板	津	博	之

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した議員

議	長	川	上	文	浩
---	---	---	---	---	---

8. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	片	桐	厚	司
水道部長	西	田	清	美
地域振興課長	坪	内		豊
生涯学習文化室長	小	栗	正	好
環境課長	高	野	志	郎
図書館長	神	戸	洋	二
土木課長	丹	羽	克	爾
建築指導課長	三	好	英	隆
水道課長	田	中	正	規

建設部長	西	山	博	文
建設部次長	樋	口	孝	男
人づくり課長	瀬	瀬	新	吾
市民課長	豊	吉	常	晃
スポーツ振興課長	長	瀬	繁	生
都市計画課長	杉	山		修
都市整備課長	奥	村	建	示
上下水道料金課長	可	児	芳	男
下水道課長	村	瀬	良	造

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高	木	伸	二
議会事務局 書記	小	池	祐	功

議会事務局 議会総務課長	松	倉	良	典
議会事務局 書記	村	田	陽	子

○委員長（伊藤 壽君） 皆様、おはようございます。

出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を再開いたします。

本日は、当委員会に付託されました認定第 1 号から認定第 17 号までの平成 24 年度各会計決算及び議案第 43 号から議案第 46 号までの平成 25 年度各会計補正予算のうち、建設市民委員会所管分に対する質疑を行います。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてから発言してください。

それでは、お手元に配付いたしました事前質疑に沿って、1 問ずつ行います。

重複する質問につきましては、事前質疑を提出していただいた全ての委員に順次説明をいただきます。また、関連質問はその都度認めます。その他の質疑につきましては、事前質疑終了後に改めて発言していただきます。

執行部に申し上げます。既に一般質問で答弁された内容につきましては、簡潔に答弁してください。

それでは、認定第 1 号から認定第 17 号までの平成 24 年度各会計決算及び議案第 43 号から議案第 46 号までの平成 25 年度各会計補正予算について、まず事前質疑が提出されています平成 24 年度各会計決算について、天羽良明委員より 1 問ずつ質疑していただきます。よろしくお願ひします。

○委員（天羽良明君） おはようございます。

唯一の 1 個の質問でございますので、ゆっくりかみしめて質問させていただきます。

資料番号 4 の 9 ページ、歳出、議会費、総務費とかいろいろ書いてありますが、その中の真ん中に、平成 24 年度決算では土木費 39 億 6,791 万 3,460 円でございます。こちらは、100% の率の中で 14.5% という割合を占めております。それに対しては、民生費は 32.2% という土木費が約半分のパーセンテージでございます。この財政内訳において、道路、橋梁などの維持修繕、管理等、自治会などから多くの要望が上がってくると思いますが、必要十分な対応ができているとお考えでしょうか。

○土木課長（丹羽克爾君） お答えいたします。

平成 24 年度に土木課にいただきました自治会要望、全部で 254 件でございます。このうち、全部または一部実施済みが 85 件、平成 25 年度に実施予定をしておりますものが 26 件、合わせまして全体で実施率は約 44% でございます。

実施いたしました案件は、緊急性があるものや比較的簡易に対応できるものが多く、多額の費用が必要な道路改良、河川等の整備は中・長期的対応としておるものが多い現状でございます。また、比較的簡易な案件でありましても、市として地域で対応いただきたいものや、受任いただきたいレベルのものにつきましては対応いたしておりません。

この実施率が高いのか低いのかにつきましては、いろいろな捉え方があるかと思ひますけれども、道路、橋梁等の維持修繕、管理等に充てられる予算額は、市予算全体のバランスに

よっても決められてくるものでございますので、配分されました予算額の中で、効率的な予算執行に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員（天羽良明君） 特に橋梁等のほうですが、これは建設時にはすごい莫大なインフラ整備の費用がかかっておりますが、この橋梁の維持のほうをちょっと時期をずらしてしまったり、そのまま老朽化を見逃してしまうと、またその手当てに莫大な費用がかかってくるという悪循環もございますが、こういった橋梁のほうの維持修繕についての計画なんかはお持ちなんでしょうか。

○土木課長（丹羽克爾君） 委員おっしゃるとおりでございます、これからそういった社会インフラが更新期を迎えてくるということでございますので、平成24年度までに橋梁につきましては長寿命化計画を策定いたしました。その計画に基づきまして、年度末でございますけれども、平成24年度の大型補正で予算をいただきまして、平成24年度繰り越し、実質的には平成25年度から一部の橋梁で順次補修等の対応をさせていただきたいというふうに予定しております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） 天羽議員にちょっと注意といいますか、お伝えしますが、書いてある質疑内容、若干違う部分がありましたので、その点御留意お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員（小川富貴君） おはようございます。

話題ががらっと変わりがら、20ページ、犬の登録手数料についてでございます。

480万円余の徴収目的をお聞かせいただきたいと思っております。多分これは法律にのっとったもので、市なりの徴収をやっていると思うんですけど、なぜその法の目的からすれば猫が対象にならないのかの御見解をまずお聞かせください。

○環境課長（高野志郎君） おはようございます。

今のお話、御質問の480万円有余の徴収目的という御質問です。

この犬の登録等の手数料につきましては、内訳としましてまず犬の登録手数料、これは3,000円徴収させていただきまして昨年は140万円ほど、それと狂犬病予防注射済票交付のほうで550円手数料として徴収させていただきまして336万円ほど、そのほか再発行等で合計484万1,130円ということで、手数料を徴収しております。これにつきましては、今小川委員言われたとおり、狂犬病予防法の登録、第4条、それから注射に関係して第5条ということで、それぞれ事務のほうをやらせていただいております。支出のほうでは、ページ数71ページの環境衛生費の環境衛生事業というところで、こうした今の畜犬の窓口手続を行うために、事務のはがき代等々、それから人件費も含めてこの徴収をさせていただきまして、それに充當させていただいておるということであります。これは1つ目のお答えということなんです。

2番目の猫について云々というお話ありましたけれども、狂犬病予防法で猫も適用範囲の動物であるということやうたっておりますけど、注射及び登録については、法律でうたっておりません。ただ、どうしてかという御見解をというお話をいただきましたけど、なかなかお答えづらい面もありますけど、多分昔から、狂犬病というのは日本にとって蔓延する病気

ということで、犬は多分かみつくんですよ。したがって、犬についてはかみつくということでその法律、猫についてはかみつくよりひっかくという部分で、そういうことから多分犬のほうが狂犬病、犬だけが法律にのったというふうに考えておりますけれども、これについては、済みません、多分そうであろうということとと思っています。以上です。

○委員（小川富貴君） 猫にかまれたことは何度もありますが、これは日本の法の盲点であろうというふうに思っています。一旦、動物が狂犬病にかかれば、猫でも何でも同じですから、そういったことも今後、もし全く何十年も起こっていない狂犬病の予防注射を日本でずっとこのまま義務づけるということが必要とあらば、そういった議論も必要ではなからうかと思えます。

今おっしゃっていただきました71ページで、歳入のほうとして分けてございますので、71ページは、私は10番のほうでこの使途について、また議論させていただきたいと思えます。以上です。

○副委員長（伊藤英生君） 資料ナンバー4の30ページですが、公民館講座受講料について、平成23年度までは公民館講座は公民館の自主的な運営に委ねていたが、平成24年度からは一般会計に組み入れた。利用者から会の弾力的な運営が困難になったとの声もある。どのような判断でこの方式にしたのか、また効果をお示してください。

○生涯学習文化室長（小栗正好君） それではお答えします。

各公民館で開催する講座については市の事業でありますので、受講生からの受講料や講座に係る費用は一般会計を通して処理すべきという判断から見直しを行いました。お金の流れが明確になり、より適切な予算執行が図れるというふうに考えております。

また、受講者や講座の先生方においては、今回の改善で特に問題があるというふうには聞いておりません。以上でございます。

○委員（山根一男君） 資料4の40ページ、下のほうです。連絡所運営経費の中で質問です。

文書配達業務委託料の1,997万2,090円は、対前年比108.7%と増加している。増加要因と総配達件数、1件当たりのコストについて説明いただきたいという質問です。

○地域振興課長（坪内 豊君） それではお答えします。

まず、増加要因についてですけれども、平成23年度までは帷子連絡所の文書配達業務は正職員が行っておりました。この職員の退職に当たりまして、平成24年度からはここに職員を充てるのではなく、委託で対応することになりました。これによりまして1人分の雇用に相当する委託料は増加することとなりました。

続きまして、総配達件数、1件当たりのコストについてですけれども、平成24年度の総配達件数は約14万2,000件です。委託料総額1,997万2,090円から双務契約分を除き、職員が文書配達をしております兼山を除く13の連絡所から配付した件数、それで単純に除すると1件当たり約134円になります。

一方、この文書配達業務には、その他の業務、例えば除草や植栽の管理、簡易な修繕等の作業や労務、連絡所業務の補助、行事の補助など、そういった業務も含まれております。ま

た、文書配達業務自体にも、「広報かに」、といったものや、回覧文書の仕分け作業といったものも入っております。委託料総額からこういった業務に係る金額を分割して算出することはできませんので、1件当たりの正確なコストというのを算出するのは難しいというようなことございます。

なお、平成25年度からは、市が直接雇用するという方式に変えております。これによりまして、当初予算ベースの比較では双務契約分を除いても約240万円の減額となっております。この金額で先ほどの計算式で積算しますと、1件当たり約119円になります。しかし、この金額にも先ほど述べましたほかの業務というのは含まれておりますので、これを勘案すると1件当たりの金額はもっと下がるということになります。以上です。

○委員（板津博之君） 同じく40ページの連絡所増改築事業でございますが、兼山連絡所の跡地を駐車場として現在利用しておりますが、どのような使い方をされておられるのか説明を求めます。

○地域振興課長（坪内 豊君） それではお答えします。

兼山連絡所跡の使い方についてということになりますが、兼山連絡所、それから生き生きプラザ、それから兼山歴史民俗資料館、これらを利用される方の駐車場としております。月曜日から金曜日までの8時半から17時15分の間利用ができます。大型バスの利用や多くのお客さんが見えまして、もともとの生き生きプラザの駐車場でおさまらないような場合に利用をされております。全体で約30台弱の駐車ができるように整備をしております。以上です。

○委員（板津博之君） 地元の方からそういった声をお聞きしたもので、今回質疑に出したんですが、なかなかほとんど使われていないような時間帯もあるということで、かといって常にチェーンもかけずにあけておくと誰がとめるかわからないという、いわゆる管理の問題だと思っておりますけれども、私が伺ったのは、将来的には金山城址のほうに来られた方がそこを使われるようなこともあるというふうにお聞きしたんですが、そういった計画もあるということでしょうか。

○地域振興課長（坪内 豊君） どこまで踏み込んでいいかあれなんですけれども、チェーンのお話につきましては、基本的には、見てまいりましたけれども、あいておりますので、その間に先ほどの時間、8時半から17時15分の間というのは利用できるように設定をしております。ただ、今御指摘いただきましたとおり、実際の利用ですね。4月からの利用というのは少ないというのが現実としてあるんですけれども、大型バスとか団体のお客さんが見えたような場合、今までは公民館にとめて上がっていただくとか、そういったことがありましたので、それを考えると、そういった場合にはかなり利便性の向上につながっているというふうには理解をしております。

それから、金山城の国指定整備に伴ったお話というのにつきましては、今現在は駐車場として整備をさせていただいて、そのような利用ということになりますが、今後兼山地区、金山城の整備ぐあいによってどういった形で利用されていくかということにつきましては、可能性としてはいろいろあるというふうには考えております。以上です。

○委員（板津博之君） 私の出した質疑についてはそれで結構なんですけど、関連でよろしいですかね、このまま。

○委員長（伊藤 壽君） はい。

○委員（板津博之君） 解体工事費の2,600万円くらいになるんですけども、これはちょっと額としては大きいかなと思っておりまして、予算どおりというか、その辺の額的な問題はいかがでしょうか。

○地域振興課長（坪内 豊君） それではお答えします。

解体工事の内訳についてですが、全体で約2,590万円なんですけれども、これはほかのものも入っておりまして、解体撤去工事純粋なそのものにつきましては約1,620万円。それから、アスベスト含有断熱材除去工事といたしまして、これもともと煙突内にアスベストがあって、これは封じ込め処理というのは完全にされておりましたので心配はないんですけども、解体時に飛散のおそれがありましたので、それを処理マニュアルに従って処理をしたというようなものがありまして、これが約160万円。それから、外構工事としまして810万円。うち駐車場の整備としては470万円かかっておりますけれども、こういったもの等々を行っております。

また、ここは通学路でありますので、安全確保のために県道沿いの部分で、歩道とかをちょっと広目にきちんと整備というか、安全確保したというような工事費がいろいろ入っております。そういった関係で合わせて約2,590万円というふうでございます。あと解体撤去につきましても、兼山連絡所の分、それから倉庫、物置、こういったものがありましたので、そういったものをあわせて解体撤去したというような工事費でございます。以上です。

○委員（板津博之君） 私のほうは結構です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山根一男君） 続きまして43ページ、一番上の段ですね、まちづくり支援事業。

まちづくり活動助成事業6団体105万円は、対前年8団体121万9,000円や平成21年度14団体166万5,000円の実績からすると減り続けている。その理由は何か。告知方法や運用方法に問題はないかという質問です。

○地域振興課長（坪内 豊君） それではお答えします。

まず、まちづくり活動助成団体が減っているという状況、理由についてですが、活動団体数は、今委員御指摘のとおり平成22年度が10団体、平成23年度が8団体、平成24年度が6団体ということで減っております。一方、過去に助成を受けていない新規の団体につきましては、平成22年度が1団体、平成23年度が2団体、平成24年度が4団体、そして今年度、平成25年度も4団体というふうにごうております。

また、平成24年度に審査基準を変更しまして、公益性に重点を置くようにしましたので、私益性の高いもの、そういったものは除かれまして、質の高い事業が選定されているという現状がございます。特に、安心して子育てができる環境づくりへの取り組みや、地域資源の地域活性化、こういったものにつながる取り組みを中心に活動する層が若い人たちまで広が

っているという状況がございます。したがって、助成団体数や金額は減少しておりますけれども、本質の部分では、市のまちづくりは低下していないというふうに考えております。

それから、告知方法や運用方法についてなんですけれども、こちらにつきましては平成24年度は「広報かに」、ホームページ以外にも自治会長宛てに企画発表会といったものを行っておりますが、こういった案内を自治会長宛てにしまして、制度周知のほうを行っております。

また、これが一番地道な活動で大事かと思うんですが、かにNPOセンターにおきましていろんな相談を受けております。こういったところで団体に対して制度の説明を行っております。

また、「広報かに」では、平成24年度は3月1日号で募集記事を掲載しまして4月16日までの受付期間、今年度は3月15日掲載の4月26日までの受付期間としておりますので、周知期間は十分かなというふうに考えております。

こういうのはあれなんですけど、いずれにしても、重要なのは団体のやる気というふうに考えております。やる気のある団体は、いろんなところから情報を引き出してくださいし、このまちづくり活動助成制度につきましてもそういう団体は問い合わせをしてくれているという、特にかにNPOセンターなんかにおきましていろんな相談をしてくださっているというふうに考えております。市としましては、そういったやる気のある団体に応えていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山口正博君） 43ページの人づくり課、男女共同参画社会推進事業の中で、女性弁護士による法律相談が53件とありますが、相談はどのような事例ですか、教えてください。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） よろしく申し上げます。

女性弁護士による法律相談は、女性を取り巻くさまざまな問題の解決に向けた相談の場として開催しております。53件の大まかな内訳ですが、離婚と離婚に付随する扶養料や慰謝料、また不動産や金銭、DVに関する相談などでございます。件数として多いものは、内容は複数ありますが、離婚が全体の23.7%、金銭に関するものが20.6%ということで多い状況です。以上です。

○委員（山口正博君） そういったものもこの男女共同参画に含まれるんだなあというふうに今改めて思いましたけれども、やはり男女共同参画を推進していくのには、私は配偶者がいる場合、配偶者の理解が必要だというふう思うんですが、そのこの中で講座とか研修会が行われていますけれども、そういったようなことはされていますでしょうか。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） この男女共同参画社会推進事業においては、男女共同参画に関する、ここに記載しておりますような講座や研修会などを開催しながら進めています。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（酒井正司君） 46ページの集会施設整備事業です。

集会施設建設補助金の改修30件の概略の内容、特に耐震と老朽化と他自治会の今後の見通しはいかがですかという質問です。

○地域振興課長（坪内 豊君） それではお答えします。

初めに、改修30件の概略の内容についてですけれども、改修の30件は、今御指摘いただきましたとおり施設の老朽化に伴うものがほとんどでございまして、その内容は多岐にわたります。比較的事業費のかかる工事でいいますと、屋根、外壁などの改修、こういったものです。ほかにはトイレや空調機の改修、スロープの設置など、それぞれの状況にあわせた工事でございます。なお、今回は耐震改修はございませんでした。

次に、他の自治会の今後の見通しについてですけれども、今年度につきましては、8月末現在で22件に対し交付決定をしております。内容は、先ほどと同じで多岐にわたりますけれども、老朽化に伴う工事がほとんどでございます。うち耐震工事は1件でございます。今後につきましては、現在15件の相談等を受けておりますが、自治会の予算が伴うことなので、どこまでが実際に実施されるかというのは、そこまではちょっと不明でございます。

なお、各自治会の改修の予定を把握するために、年2回、9月末と3月末の状況で、連絡所を通じまして調査を行い、予算対応とかそういった対応をしております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山口正博君） 47ページの人づくり課、いじめ防止第三者機関運営経費で質問させていただきます。

事務局職員の業務内容は。そして、特別顧問を委託していますが、その結果はどうでしたか。

また、ケース会議に助言をいただいておりますが、そのケースは何件でしたか。いじめ防止啓発パンフレットに113万6,100円をかけて作成をされておりますが、その効果はありましたか。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） まず、1つ目の事務局職員の業務内容ですけれども、まず相談や通報を受けまして、本人や保護者との面談や学校との連絡調整など、初動対応をまず行います。その後、専門委員会の方針決定を受けて、面接やケース対応を続けて行っております。

また、定期的な学校訪問を行っているほか、専門委員会の委員も学校を訪問しておりますので、そういった訪問の際にも事務局職員は同行をしております。そのほか専門委員会の会議の開催ですとか、関連する事務などを行っております。

次に、特別顧問の委託の関係でございます。まず、効果についてですが、大きく3つの事業、取り組みの中での効果を説明したいと思います。

1つ目は、中学校訪問です。昨年度は、市内の全ての中学校を訪問して、全校生徒との対話集会という形で交流を行っていただきました。訪問後に、可児市立の中学校5つから意見を集めましたところ、生徒が自分たちの取り組みに対する自信を持って、いじめに対する認識が高まった。また、学校の取り組みや指導をより深めることにつながったというような意見

が寄せられておりまして、大きな効果があったものと判断をしています。

2つ目に市民講演会です。公募700人で募集しましたところ、2,700人分を超えるような応募があって大変な反響がございました。また、この講演のアンケートの結果からは、97%の人が大変よかった、あるいはよかったという反応でございました。また、クラスの友達にいじめ防止のことを教えてあげたい、話を聞いて前よりいじめのつらさがよくわかった、これは多分子供の感想です。また、大人からは、大人がまず変わらないと思ったというような感想も寄せられておりまして、市民へのインパクトも大きく、講演会を開催した効果は大きかったというふうに考えております。

3つ目には、助言をいただいています。通報や相談のあった具体的なケースについてのアドバイスについては、3回受けております。事務局の職員が尾木さんと直接電話でやりとりをいたしました。そのほかにも広報紙、パンフレット、チラシなどの広報や啓発物を作成する際に、いじめ防止についての正しい知識、子供や保護者に配慮した言い回しなどについてアドバイスを受けております。また、尾木さん自身からのメッセージ、あるいは写真を掲載することによって、広報や啓発においても非常に効果があったというふうに考えております。

次に、いじめ防止啓発パンフレットの効果についてですけれども、このパンフレットは市内の全ての小・中学生と保護者に配布をいたしました。小学生用、中学生用のパンフレットについては学校で保管をしておりまして、道徳の授業や帰りの会などで、パンフレットを使っていじめについて考えたり、話し合ったりする機会を継続的に設けていただいております。そういったことが非常に効果が出ているというふうに考えております。

また、いじめ防止協力事業所の中には、お客さんの待合スペースにこういったパンフレットを置いてくださるところもありまして、いろんな意味でこのパンフレットは使っていただいております。以上です。

○委員（山口正博君） 特別顧問の講演が大変人気だったというのは、私も存じ上げておりますけれども、今後も定期的にこのような講演は行っていかれる予定でしょうか。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） 平成25年度について予算をいただいておりますので、実施をする予定でおります。来年度以降については、また今後、検討をしていきます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（小川富貴君） お願いします。

先ほど、2番で行いました収入、犬の登録手数料の今度は支出のほうに入ります。

71ページ、環境衛生費、環境衛生事業になります。

飼い方講習の充実、あるいは保健所、保護犬の動物の愛護と適切な管理に関する法律にのっとった対応の充実についての取り組み、あるいは議論から、これは以前一般質問でも出されたわけですけれども、殺処分が可児市分でも多分あるんだろうと思います。頭数を把握されていたら教えていただきたいと思いますが、民度、隣国の民度が低いとかいうような右傾化した意見がテレビなんかでも流されている昨今でございますけれども、民度がはかれるものではなかろうかと思っております。まず、これについての答弁をお願いいたします。

○環境課長（高野志郎君） それでは、犬の飼い方講習の充実につきましては、支出させていただきますとおり、毎年可児市では愛犬のしつけ教室として開催をさせていただいております。この中身につきましては、獣医の講演とか中濃保健所による講演、それから獣医の実技指導ということで、新規対象の方にしつけ教室ということで案内を出させていただきながら、その飼い方の教室を開かせていただいております。昨年につきましては、これとあわせてNPO法人と協力して、愛犬との楽しい暮らしセミナーということで、これも講演をして開催をさせていただいております。これは充実する部分では、そういったことでやらせていただいておりますということですので。

それから動物の愛護と適切な管理に関する法律に沿った議論がされているか云々というお話であります。御存じのように9月1日から改正動物の愛護と適切な管理に関する法律が施行されまして、今それに向けていろいろ県のほうもやられています。今度の改正法の中身は、1つはペットショップの適正化を図るような法律の改正、それと飼い主がペットを最後まで見届けなければならないというのが明文化されたというものであります。これは終生飼養ということで改正がされた。これを受けまして、県はことしの予算の中に、美濃市のほうで動物愛護管理施設ということで、殺処分を少しでも減らそうということで今建設中で、来年4月に開設するというふうに聞いていおりまして、私としてもその辺については、先ほどの殺処分を少しでもなくせればということで、期待をしておるところであります。

今の改正法で重要な点が、もう1つが災害対策ということ。これは一般質問でもいただきましたけど、東日本大震災の教訓を受けて、法律改正の中で、災害の対応をということで、ペットの対応ということで法が改正された部分があります。これにつきまして、今可児市としてもマニュアルを作成中ということで一般質問のほうでも答弁させていただきましたけど、そういった中身、とりあえずは先ほどの県が行われる事業のほかに市町村ができるものは、その辺の災害のマニュアルづくりということで、そこら辺を今県と整合性をとりながら作成をしているという段階であります。

お答えになっていないかもしれませんが、そんなことで動物の愛護と適切な管理に関する法律にのっとっての考え方は、今そんなふうでやらせていただいております。

○委員（小川富貴君） 要するに空気が、少し言っていることと乖離するかもしれませんが、犬は人権ではありませんけれど、人権を考えたヨーロッパ諸国、特にドイツなんかに行きますと、リードをして犬が歩いていると、何でリードなんかするんだ、何でリードしているんだというふうなことを聞かれるんですね。

先般も、つい最近私の友人がドイツへ行って、あんたみたいにシェパード放し飼いにしている人がいっぱいいた、怖いわというようなことおっしゃったんですけど、ドイツなんかは特にアウシュヴィッツの経験を物すごく深くしていますから、犬の権利、拘束するというものに物すごい抵抗を強く感じるんですね。だからこそ、ちゃんとしつけて拘束しないということを徹底しているんですね。だから、そういう国であってほしい、そういう地域でもし可児があったら、可児の大きな魅力になるんじゃないかなというふうに、まだまだ思わない

人のほうが多いのかもしれないんですけど、できたらそうして共生できる社会であってほしいなあと思いますけれど、まず殺処分を行わない、結局人の意識がまだそこに行かないというところにあると思うんですけど、飛躍し過ぎであるということは十分に承知の上で申し上げているんですけど、リードをつけなきゃいけないというのは動物の愛護と適切な管理に関する法律にどこにも書かれていませんし、罰則規定もありませんけれど、そこについての御見解だけお聞かせください。

○環境課長（高野志郎君） 動物の愛護と適切な管理に関する法律にはないんですけど、狂犬病予防法の中になかったですか。済みません、ちょっと確認しますけど、リードは多分つけていただくふうで。今のお話をお聞きしますと、犬を好きな方はリードを放しても別に問題ないですけども、犬を嫌いな方がいらっしゃるんで、逆にそういうことでもさらに犬を嫌いになる方もいらっしゃる可能性があるんで、そうやって考えた場合は、やっぱりリードをつけていただきながらやっていただくというのが当然だと思います。

それから、法が改正されて、飼い主が最後まで面倒を見なさいよというのが今度明文化されたと言いましたけど、犬の殺処分につきましては、今まで保健所のほうが、いわゆる犬、猫を持ち込んだ場合は、保健所、県は受け取らないけません。これは今でもそうなんですけど、その中に今度の法律では拒否できると、一部拒否できるという法律改正になりました。これというの、先ほどの最後まで面倒を見てくださいよというのを、その飼い主に窓口で説得しながらやっていくという、そういう法改正ですね。これは、先ほどの小川さんが言われるのが一番理想なんですけれども、飼い主のモラル、マナーがありますんで、そういったところは今後も啓発していく必要があるのかなあというふうに考えております。

○委員（小川富貴君） 啓発の話は、歳入のところで、何度も今までも啓発していきなさいいけないというお話はお聞きしているところです。それで、少しずつでも何らかの政策をふやしていただいているわけですけど、日本の犬は訓練しなくてリードで何とかもたせているというやり方をしているんです。これは違うんです。きちんと訓練してリードが必要のない子をつくるというのがやっぱり一番必要なところですから、きちんとした訓練のカリキュラムをもう少し充実していただきたいと思います。

○委員長（伊藤 壽君） 以上で、ただいまの質疑を終わります。

次の質疑に移ります。

○委員（山口正博君） 72ページ、73ページになりますけれども、可燃物処理事業と、それから可茂衛生施設利用組合関連経費の中で質問させていただきます。

可燃物処理について、年間の可燃ごみの総重量は2万3,627トンでしたが、水分を多く含んでいることが多く、その水分を減少させることで、収集運搬委託料や組合関連経費の削減ができるように思われますが、その対策は行われておりますでしょうか。

○環境課長（高野志郎君） 委員おっしゃるとおり、重量で負担金が変わってきますんで、少しでもその重量を減らすためには、水分を取り除くというのは必要かと考えております。対策につきましては、今のところごみのリサイクル資源の分け方、出し方、パンフレット、そ

れからホームページ等で水分を取ってくださいということで注意事項としてお願いをさせていただいておるのがあります。

さらに、73ページのリサイクル推進事業の中でコンポスト、特に水分は生ごみが多いものですから、コンポスト、それから機械式生ごみ処理機、発酵容器、それぞれ43、27、16基というふうに補助金を支出させていただいておりますけど、こうした中で生ごみの水分、生ごみの減量化にもつながりますんで、そういったことで対策をとらせていただいておりますというのが現状であります。

○委員（山口正博君） 今コンポストのお話が出たんですが、可児市全体の戸数からして、コンポスト、多分ほとんどが補助金をいただいておりますのではないかなと思うんですが、その補助金を出している世帯数の割合って、もしわかれば教えていただけませんか。

○環境課長（高野志郎君） 済みません、長年この補助金制度をやってますんで、積み上げて計算しなあかんもんですから、ちょっと割合は申しわけないです、出ません。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山口正博君） 続きまして、74ページの下水道課、個別排水処理施設管理事業でございますけれども、個別排水処理施設管理委託料の積算の根拠を教えてください。

○下水道課長（村瀬良造君） 今の御質問に対してなんですが、個別排水処理施設管理委託業務につきましては、浄化槽の法定検査、それから保守点検及び清掃の3つの業務から成り立っています。これらの業務は、いずれも浄化槽法に基づいて実施するものでございまして、それぞれの委託料は、法律や条例による資格を有する業者から見積もりをとって決定しております。市内全箇所同一価格で業務委託をしております。以上です。

○委員（山口正博君） 今の清掃、保守点検、法定検査ということですが、個人でやりますと浄化槽らしく一括契約というのがありますが、浄化槽も多分住宅であれば7人槽から10人槽ぐらいだと思うんですが、そのあたりの単価と比べて同じぐらいなんでしょうか。

○下水道課長（村瀬良造君） 見積もりをとりますときに大体同じぐらいだというふうに説明は聞いていますが、らしく一括契約の金額そのものについて、私どものほうにその情報が来ていないもんですから正確なところはわかりませんが、委託しております業者がほぼ同じということもございまして、それほど大きな差はないのではないかなというふうに考えております。

○委員（山口正博君） 今後ぜひそこと比べて、当然それのできるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山根一男君） 84ページに移ります。土木総務一般経費です。

真ん中あたり、クレーンつきトラックの購入619万5,000円の購入経緯及び今後の活用方法について説明いただきたいと思っております。

○委員（山口正博君） 同じくクレーンつきトラックを購入されましたが、オペレーターは誰が行いますか。また、職員が行う場合、労働安全衛生法第61条、第76条の対策はできていま

すか。以上です。

○土木課長（丹羽克爾君） お答えいたします。

まず、購入の経緯でございますけれども、土木課所管施設の維持管理に際しまして、重量物の運搬が容易になると、これは例えば凍結防止剤ですとか伐採木の運搬、それから側溝ぶた等でございます。次に、災害等に資機材を迅速に運搬するというこのため、特にこれは土のう等でございますが、こういうことを想定しております。

続きまして、内水氾濫対策といたしまして、仮設ポンプを購入いたしておりますけれども、この排水を行うときに必要な資機材を運搬するという、こういった目的として購入に至ったということでございます。

今後の活用方法でございますが、今まで述べましたような目的のほかに、イベント準備等で他課の依頼によりまして利用も考えられるというふうに考えております。

続きまして、オペレーター等の御質問、山口委員の質問でございますけれども、オペレーターでございますが、基本的には土木課の有資格者が操作するようにいたしております。ほかに、水道課経験者などもこうした資格を有しておりますので、貸し出し等ではこういった課も使うことになると思います。

続きまして、労働安全衛生法第61条、これは資格者による業務、76条は技能講習でございますが、この対策はという御質問でございますが、現在、有資格者は小型移動式クレーンにつきましては19名、それから玉かけ、これはクレーンなどにもものをかけ外しする作業でございますが、この有資格者が13名おります。私どもでは、有資格者をふやすように計画的に講習会に参加をさせておりまして、平成24年度は小型移動式クレーン講習会に3名参加いたしまして資格を取得いたしております。以上でございます。

○委員（山根一男君） 済みません、ちょっと私の認識があれで、今までもあったわけですか、それとも全く新しく購入されたのか。今までどのようにされていたんですか、重いものを運ぶときに。

○土木課長（丹羽克爾君） 土木課では、クレーンつきトラックは持っておりませんでした。

水道課に1台、まだ現在ございますけれども、これを必要なときは利用させていただいたり、あとは建設業協同組合等の事業者の方々をお願いして、そういった作業のお手伝いをいただいておりますという状況でございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（川合敏己君） お願いします。

87ページ、河川改良事業。

工事すべき場所の選定及び危険度の順位設定を行い、優先度の高いものを優先して行った63件か。また、どの程度工事すべき箇所が残っているのか。

○委員（山口正博君） 同じく河川改良事業で、備品購入費の排水ポンプ11基ほかとありますが、そのほかとは何かということと、また11基あるわけですが、電源はどのように確保しますか、教えてください。

○土木課長（丹羽克爾君） まず、川合委員の御質問にお答えさせていただきます。

平成22年度、平成23年度の災害に伴います施設の復旧につきましては、ほぼ完了いたしました。内水氾濫を防ぐための新たな対策、根本的な施設の整備でございます。こういったものにつきましては、市内まだ各所で積み残しがあるというふうに認識いたしております。

平成24年度自治会要望のうち、可児市が管理いたします河川、排水路に関する要望が55件ございました。そのうち、現在までに15件、対応が平成24年度のものについては終わっております。ちなみに、この55件のうち15件につきましては、対応の予定がない。先ほどの天羽委員の御質問の中でもございましたけれども、市として対応するのではなくて地域で行っていただきたいものであるとか、受任いただきたいレベルのものについては、まだ15件ございます。今後も重要度、緊急度を勘案いたしまして、必要な対策は順次対応していきたいというふうに考えてございます。これは計画的に中・長期の問題になると思っておりますが、そういった考え方でございます。

続きまして、山口委員の御質問でございます。

排水ポンプ11基ほかの、ほかとは何かという御質問でございますけれども、これは排水ポンプを運転するために必要なホースですとかとめ金具、こういったものでございまして、総額で55万円ほどでございます。この内訳の中でございます。

また、電源はどのように確保するかでございますけれども、全ての箇所でも可搬式の発電機により稼働させるということでございます。市において平成24年度に1台、これは防災安全課のほうで購入されましたが、1台ございますが、複数カ所で同時にポンプ稼働させる場合は当然ございますので、そうした場合には建設業協同組合を通じまして、市内の建設機械レンタル会社から借り上げる予定でございます。また、そういった訓練も行ってございます。以上でございます。

○委員（山口正博君） 平成24年度に購入された電源なんですけれども、どれくらいの能力がありますか。

○土木課長（丹羽克爾君） こちらは、34.6キロボルトアワーでございます。通常ポンプ2台同時運転が可能な能力というふうに聞いております。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（伊藤健二君） 資料ナンバー4、88ページ、土木課にお聞きします。

急傾斜地崩壊対策事業関係で、予算執行率44.5%となっておりますが、半分しか執行できないというその事情はどんなぐあいでしょうか。お願いします。

○土木課長（丹羽克爾君） お答えいたします。

執行率が低くなった理由でございますけれども、まず委託料でございます。これは予算額が517万3,000円ございましたが、執行額は244万4,000円ほどでございます。こちらにつきましては、東帷子の古瀬地内、前田地区の事業化を予定しておったものでございますが、土地所有者等の関係者の了解がいただけなかった関係で執行を見送ったものでございます。

また、負担金でございますが、予算額500万円に対しまして執行額300万円弱でございます。

これは、県が施行中でございます兼山地区の盛住、古城山の2地区でございますが、平成24年度の事業費が事業の進捗が見込みよりおくれたということがございまして、当初の想定よりも減額になりましたので、これによる可児市の負担金、事業費の5%でございますけれども、これが減額になったものでございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山口正博君） 88ページ、都市計画総務一般経費でございます。

屋外広告物事務を担当する臨時職員の職務内容ということと、また屋外広告物簡易除去及び未申請広告物調査業務委託は、前記の臨時職員で行えないのでしょうか、お答えください。

○都市計画課長（杉山 修君） 臨時職員の職務内容といたしましては、これ屋外広告物と申しますけれども、この事務として毎月の屋外広告物の更新事務がまずございます。これは、更新案件の現状を把握するための現地調査、これはルート設定等の事前準備を含みますけれども、それとか更新申請書等手数料納付書の作成、発送、申請書の受け付け、許可書の発送、各申請データのシステム入力といったものがございます。もう1つは、新規とか、変更とか、除却といった事務もございまして、これは現地調査以外は更新と同様の事務でございます。それともう1つが、正職員の補助ということで、課の会計事務でありますとか庶務、あるいは平成25年度からは空き家・空き地バンクの受け付けとか発送をしております。これは、平成24年度はその準備事務をお手伝いいただきました。

2番目に、簡易除去未申請広告物調査は臨時職員で行えないかという御質問でございますが、現在、臨時職員は1人で今御説明しました事務を行っております、それで手いっぱいでありまして、簡易除去未申請広告物調査まで行うことは困難な状況でございます。ただ、仮に臨時職員で対応するとなると、この事務というのは1人が運転して1人が目視するというので、今委託しているシルバー人材センターにも2人1組で行っていただいておりますけれども、そうすると臨時職員1人なんで、正職員と2人1組で行うということになりますけれども、正職員を週1回ほど1日それに使うことになりまして、費用対効果からはそうすべきでないというふうに考えております。以上でございます。

○委員（山口正博君） シルバー人材センターに委託をしてみえるということなんですけれども、そこへ委託をして1日8時間監視するわけではないと思うんですが、それほどたくさんあるのでしょうか、未申請部分が。

○都市計画課長（杉山 修君） 未申請広告物というのは、それほど頻繁にはないと。もう1つは、市の職員が先ほど更新物件の事前調査をするというふうにお話しましたけれども、そのときに月1回は市の職員が回っておりまして、その中で大体申請が出ている物件は頭に入っておりますので、新しい看板を見つけたら確認をして、戻ってから確認をするという内容になっております。それはそんなにないんですけど、シルバー人材センターに委託して行っているだけで実際に多いのは簡易除去のほうでありまして、平成24年度中には155件撤去をいただいております。これは、ほとんどは電柱の張り紙、あとは捨て看板などでご

ざいます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移りますが、次の小川委員の質疑につきましては、公共下水道事業特別会計のほうの質疑とあわせて質疑をしていただくということで、御了解をお願いいたします。

○委員（山口正博君） 18番でございますが、これ出の部分ではなし入の部分で、平成23年度の関係でしたので、理解をいたしましたので、これはそのまま質問なしということでお願いをします。

19番でございます。都市整備課、公園管理事業ですが、委託業務による管理の範囲はどこまででしょうか。

例えて、公園の落ち葉などが風により隣接道路や第三者の敷地に飛来した場合、どこまでが管理の範囲になりますか、教えてください。

○都市整備課長（奥村建示君） 委託業務による公園の管理の範囲でございますが、基本的には公園の敷地境界内ということで、公園の形状によりまして、雑木林とかそういうところは削除して、平場のところだけを委託しているという場合もございます。

あと、落ち葉が風なんかで隣接地等へ飛んだ場合でございますが、公園内につきましては公園を管理している市、または地元の自治会のほうでお願いする。道路につきましては、道路管理者、または公園管理者によって必要に応じて、状況を見て処理を行います。また、隣などの私有地のほうへ落ちた場合におきましては、土地の所有者等の御協力をいただいているというのが現状でございます。以上です。

○委員（山口正博君） 公園に隣接する道路なんですけれども、両方とも市の課は違いますけれども、管理だと思んですが、こういうことがありまして、道路の半分から公園のほうは掃除するけれども、半分向こうは掃除しないんだということを委託業者の作業従事者が言われたそうなんです、そういうことはあり得るんですか。

○都市整備課長（奥村建示君） 今お尋ねいただきましたケースでは、基本的には、道路は管理区域、契約区域には入っておりません。その方の善意によって掃除をしてみえたということで、考え方によっては、例えば道路を挟んで向かい合った家があった場合に、それぞれ道路の半分ずつをじゃあお互いに掃除しようかというような考えの中で、その委託業者の担当の方が善意をもって掃除をされたというふうに理解しております。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山口正博君） 続きまして、92ページの市営住宅改修事業でございますが、市営住宅移転補償費というのが上がっておりますけれども、どのようなことが該当するのでしょうか。

○建築指導課長（三好英隆君） 補償費につきましては、可児市公営住宅長寿命化計画に基づいた東野住宅の改修工事に伴う移転者及び兼山地区の用途廃止に伴う移転者に対して補償を支払っております。政策的に移転をお願いする場合に補償費を支払っておる状況でございます。以上です。

○委員（山口正博君） その補償費というのは、例えて言うと隣でも引っ越しですので、その

引っ越し業者等の証明とか何か要るのか、それとも建物の面積当たり幾らという基準があるのでしょうか。

○**建築指導課長（三好英隆君）** 中部地区用地対策連絡協議会で損失補償算定標準書というのがございまして、1戸当たりの面積によって支払いをしております。東野住宅は小さいですので、2トンの貨物車相当の補償費ということになります。以上です。

○**委員長（伊藤 壽君）** それでは、次の質疑に移ります。

○**委員（川合敏己君）** 92ページお願いします。

住宅・建築物安全ストック形成事業。無料木造住宅耐震診断委託料が71件の結果となっている。毎年100件を目標に行っていると聞いたが、対象となる木造住宅が減ってきているのか、状況説明をお願いいたします。

○**建築指導課長（三好英隆君）** お答えします。

総務省が、5年ごとに行っております住宅統計調査の結果、平成10年での結果ですけど、昭和56年以前の住宅の戸数は、可児市において1万9,860戸あります。それに対して8,770戸が旧の耐震基準の住宅という結果が出ています。5年ごとに行われておりますので、平成15年では2万1,090戸に対して8,220戸、39%でございます。平成20年につきましては2万4,470戸に対して8,130戸、33.2%となっております。基本的には、建てかえまたは住宅の取り壊しで、旧基準の木造住宅は年々減少しているところでございます。平成25年にまた調査が行われますので、最新のデータが出てくる状況だというふうに認識をしております。以上です。

○**委員（川合敏己君）** まだまだそうすると、市内には数千件単位で対象住宅は残っていると考えたほうがよろしいですか。

○**建築指導課長（三好英隆君）** そうです。今の平成20年の調査でございますが、8,130戸ということでございますので、約8,000戸の旧耐震ということであるかと思えます。今までで約500件の耐震診断を行っておりますので、まだ相当数が残っている状況でございます。

○**委員（川合敏己君）** そうすると目標件数としては、これまでどおり新年度予算でもそうだと思うんですけども、100件をめどに続けていくということが必要であると考えたほうがよろしいですか。

○**建築指導課長（三好英隆君）** そのとおりで、100件ぐらいの予算を組ませていただきたいというふうに思っております。以上です。

○**委員長（伊藤 壽君）** それでは、次の質疑に移ります。

○**委員（山口正博君）** 104ページの生涯学習推進事業でございますけれども、生涯学習指導者養成講座、16ミリ映写機講習会、ビデオカメラ講習会、おのおのの必要経費の金額を教えてください。

○**生涯学習文化室長（小栗正好君）** それでは生涯学習指導者養成講座でございますけれども、これは文部科学省認定の通信講座を受講していただく費用4万8,500円のうち、一部の2万円を助成しております。平成24年度は、4人の受講者がお見えになりましたので、合計8万

円の助成を行いました。また、6回のスクーリング講師の謝礼3万5,000円を支出していますので、養成講座としての費用は11万5,000円となります。

続いて、16ミリ映写機講習会とビデオカメラ講習会につきましては、この2つの講習会以外に小学生を対象によい映画を見る会として、夏休み、冬休み、春休みに12回実施する事業をまとめて可児市の視聴覚協議会のほうに13万8,000円で委託しています。内訳としましては、16ミリ講習会が1日の講習会で2万円、ビデオ講習会が2日間で4万円、映画上映会が12回実施で7万8,000円というふうになっています。以上です。

○委員（山口正博君） 一時はこういう受講生も多かったと思うんですけども、かなり少ないように思われるんですけど、今後も続けていく予定でしょうか。

○生涯学習文化室長（小栗正好君） この生涯学習指導者養成講座等につきましては、受講者が少なくなってきたというところもありまして、今検討中ではございますけれども、この通信講座にかえまして、可児市独自の講座を受講していただいて、可児市の何だかの指導者になっていただくような講座にしていきたいというふうに、今検討をしているところでございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（小川富貴君） 104ページ、生涯学習振興費、花のまち可児・手づくり絵本大賞事業についてです。

これは、平成24年度でも改廃ということでございますので、この15年間の決算としての質問になろうかと思いますが、御協力をお願いいたします。

かつては、可児の目玉事業というふうに位置づけられておりました。そう執行部の方も自負しておられたこの事業でございますが、手づくり絵本の15年間の総投資額、また評価、改廃に至る論点をお示しいただきたいというふうに思います。

そして、15年間のこの歩みの今後への継承というものについての御見解をお示しいただきたいと思います。

○生涯学習文化室長（小栗正好君） それでは、手づくり絵本につきましてはですが、手づくり絵本を通じて、未来を担う子供たちに思いやりの心や豊かな感性を育てることを目的として、平成9年に花のまち可児・手づくり絵本対象事業が始まりました。15回の総事業費ということですが、過去10年間の資料はありますが、それ以前の事業費のわかる資料がないため、おおよその総額で申しわけありませんけれども、6,200万円から6,500万円程度というふうに考えております。

平成9年に市制施行15周年を記念して始まった本事業は、可児の子供たちの心を手づくり絵本の温かさを通して豊かに育てたいという願いで、実行委員の方、学校、ボランティアの方々と協働して進めてきました。行政主導型の形ではなく、さまざまな分野から実際に活動できる市民の方々が中心となって運営してもらったため、さまざまなアイデアの中で実施されてきました。全国発信は、多くの方に可児を知ってもらおう機会にもなりましたし、小学生50人を子供審査員として読み聞かせを行って審査する方法など、ユニークな審査は高い評

価を得てきました。一方で、コンクールに重点が置かれた内容になっているとの意見や、行政評価懇談会などからの見直し意見もありまして、実行委員の皆さんと何度も話し合いを重ねてきました。多くの方からいろいろな御意見をいただきましたけれども、可児の子供の心を育てるといふ本来の目的に沿った形にしようということで、市制15周年で始まった本事業を、節目の市制30周年でコンクール要素の強い大賞事業をやめて、子供対象の手づくり絵本講座を中心に取組んでいく形というふうにしました。以上でございます。

○委員（小川富貴君） 先ほど、尾木直樹さんの講演の評価というものがありました。いじめはなくなる、なくなるけど何が一番大切か。要するに思いやる温かい心を育てる、まさしくこの事業で可児市はそれをやっていたわけです。例えば、教育部長なんかとお話ししますと、コンクールに予算が行かれていますから、えっておっしゃるんですよ。文化センター、ニューイヤーコンサート、外から来る方のほうが圧倒的に多いわけです。外から来る人が多いからコンクール事業をやめるって、本当にその教育部のほうから市民部のほうに所管が渡って、本来の教育的視点、本当に生涯学習が目指さなきゃいけない生涯学習の視点が欠け落ちて、15年続いたもの、6,000万円、7,000万円かけたものをチャラにしてしまうということの責任の重さをもう少し実感していただきたいと思うんです。言う人は、前の市長の目玉事業だったから、今度の市長が前の市長のあれを消すためにおやめになったんじゃないかとまでいう人たちっていらっしゃるんです。

○委員長（伊藤 壽君） 小川委員、済みません。

○委員（小川富貴君） わかります。それほど重要な事業だったという認識というのはお持ちではないでしょうか。

○生涯学習文化室長（小栗正好君） この手づくり絵本大賞事業につきましては、非常に15年間いろんな方たちとともにやってきて、それなりの本当に可児市の子供たちにとってもいい経験ができたことはあったというふうには思っております。ただし、先ほどもいろいろ実行委員の皆さんとも話した結果とか、いろんなことを踏まえまして、本来の可児の子供たちの心を育てるといふ事業については、やっぱり一生懸命にやっていかななくてはならないということで、夏休みの手づくり絵本講座については継続してやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員（小川富貴君） 15年やったということは、これから本当に根が張っていく時期なんですね。根がきちんと張る時期なんです。最初に参加して夢を持った子供たちが、今度は自分たちが本格的にやり出す時期になったという、非常に残念な時期に改廃するということについてしっかりと把握していただきたくて、また考えて何らかの形で考えていただくことはできるんでしょうかね。

○生涯学習文化室長（小栗正好君） 繰り返しになって申しわけございませんけれども、小学生のために手づくり絵本講座をいろんなボランティアの方たちと協力してやって、絵本の楽しさから手づくりでつくる楽しさというのを体験していただく。そして、そういうでき上がったものを何らかの形で皆さんに見ていただくというようなことは、やっていきたいという

ふうに思っております。ただし、コンクリートのものについては今は考えておりません。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（酒井正司君） 106ページの文化創造センター維持経費でございます。

主な営繕工事の詳細、特に交換した機器や部品は耐用年数を経過したものなのか、あるいは安全や効率アップにつながるものなのか、お聞かせください。

○委員（山口正博君） 同じく文化創造センター維持経費でございますが、文化創造センターの施設、建物外観、看板など外部の附属設備等、管理は十分できていますか。

○生涯学習文化室長（小栗正好君） それでは、お答えします。

まず、舞台機構用機械取りかえ工事で2,184万円支出しております。これは、劇場の舞台部分に設置されている手動、電動、油圧などにより作動させる演出効果用の機器類の工事です。この舞台機構を制御する制御盤の通信モジュールとインバーターが7年から9年の寿命と言われる中、10年が経過していることや、機器自体の生産が平成24年度をもって終了となることを受けて、安全に運用するために交換工事を行ったものです。

直流電源装置部品取りかえ工事430万5,000円につきましては、これも7年から9年の寿命に対して10年が経過しています。平成22年から平成23年度に2度の点検を行ったところ、54個ある蓄電池のうち、正常な電池数が24個と半数以下であることが判明し、停電時に非常照明が点灯しない可能性があるため、安全面から取りかえ工事を行いました。

それから、続いて管理についてですけれども、通常の管理といたしましては、設備管理と警備を委託している業者社員が、午前8時から閉館後の午後10時30分までに8回にわたってa1aの館内と館外を巡回点検しており、ウッドデッキやインターロッキングなど破損があればできるだけ早く修繕対応しているという状況です。また、建築基準法第12条に基づく特殊建築物等の定期検査を平成21年と平成24年に実施しており、外壁などについては異常はないという報告を受けています。以上でございます。

○委員（山口正博君） 文化創造センターの大ホールの裏側の搬入口のひさしなんですけれども、過去に雨漏りがした形跡がありますけれども、御存じありますか。

○生涯学習文化室長（小栗正好君） 済みません、ちょっと私把握しておりませんが、そういったことについてはa1aのほうでも一応点検をしていただいておりますので、支障があるような場合は対応していくようにしていきたいというふうに思います。

○委員（山口正博君） 多分ほうっておくことはないと思いますので、雨は今は漏っていないと思うんですが、要するにその軒先ですね、それが雨が漏ったときそのままになっていますし、例えて言うとほかに看板ですね、小さな看板なんですけれども、15年、16年になるんですかね、そのときにやったままで塗装もしてないというところがあるんですけれども、やはり国に認められた劇場ですし、やはりきちっとそういった部分にも気を配っていかないといかんと思うんですが、そういったことはどういうふうにお考えでしょうか。

○生涯学習文化室長（小栗正好君） 今御指摘があったように、いろいろな面で経年劣化が始めておりますので、そういったことも踏まえて、利用者が安全に利用していただけるよう

なふうにしていきたいと考えております。

○委員（酒井正司君） 私の質問のものは、やはりこういう大きな施設が市の文化レベルを維持していただいていることは素直に認めますし、大変貢献されているのは事実ですが、ただ聖域でもなければ、これからの財政見通しに合ったしっかりした身の丈に合った管理をしていかないかということになると、計画的ということは一番大事かなと思ひましてこういう質問をしたんですが、インバーターに関してはこれは耐用年数だということですが、54個が半分になって機能停止する可能性があるなんて段階で見つかるということが、ちょっと不思議といいますか、心配だなあと思うんですが、今後この計画的な資金、特に営繕費用の見通し、しっかりとしたものをお持ちなんではないかな。

○生涯学習文化室長（小栗正好君） 中・長期的な a 1 a の計画等については、財団とも協議しながら進めていきますけれども、躯体、本体よりも今舞台のほうの関係が耐用年数がちょっと来ているものがあるということで、限られた予算の財源等を求めながら計画的にやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員（酒井正司君） ぜひとも長期的な計画を明らかにしていただきたいと思ひます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それではここで、10時30分まで休憩といたします。よろしくお願ひします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時32分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

○委員（山口正博君） 113ページのスポーツ推進委員活動経費でございますけれども、推進委員のユニホームは2年ごとに全員新調するのか、または新規委員のみ支給するのか、どのようになっていますでしょうか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 推進委員のユニホームにつきましては、全員2年ごとに支給をさせていただいております。その理由としましては、スポーツ推進委員は市の委嘱を受けまして、市のスポーツ事業に積極的に活動いただいておりますけれども、そのほかにも各地域のスポーツ事業も参加いただいたり、可茂地域の10の市町への研修にも積極的に参加をいただいております。また、毎月行います定例会の後には、みずからが実技を行ったり、審判指導ということで活動をいただいております。特に室内のスポーツにつきましては、膝とか肘のほつれなど、2年間使いますとかなりユニホームにも傷みが来るとということで、2年に1回ごと支給をさせていただいているのが現状でございます。以上でございます。

○委員（山口正博君） 今御説明があったように、当然傷めば新調しないといかんとお願ひしますが、中には傷まない場合もあるんですけれども、そのあたり予算がない折ですので、使えるものは使っていただくというような考えはないでしょうか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 2年間使った後に、特にモデルの変更とかもございまして、

そういった面もありますけれども、今後につきましては、まだ予算時期ではございませんので、予算の時期の中で検討をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山口正博君） 114ページ、ぎふ清流国体競技開催事業でございますけれども、去年の12月の一般質問の中で、川上議員が質問した部分が一部ありましたけれども、1,593万1,398円ほどの一般財源を投入してこの事業を行い、可児市に対する一定の経済効果があったと報告は受けておりますが、そのほかの効果として、スポーツ少年団や中学校の部活を初め、市全体のスポーツ振興にどのような影響を与えることができたのか、その分析をしておられますか。もししておられれば教えてください。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） これにつきましては、ゴルフの競技自体が委員御存じのように、スポーツ少年団や中学校の部活には競技がございませんので、ゴルフ競技の開催が直接スポーツ少年団や中学校部活に効果をもたらしたとは考えておりません。しかし、デモスポーツとして開催されましたグラウンドゴルフが、広見小学校で活動開始をしておりますし、今ではグラウンドゴルフといいますと年配の方々のスポーツと思われる感もございましたが、そういった活動が小学生にまで広がっているということは、スポーツの振興が図れたのではないかと考えております。

また、ゴルフ協会では、小・中学生を対象としたゴルフ教室も実施しておりますし、桜ヶ丘小学校の3クラスの106名がぎふ清流国体のゴルフ競技を観戦するなど、ジュニアの育成にも力を入れているというお話も聞いております。ゴルフのジュニア育成についてもこれから結果があらわれてくるのではないかと分析しております。

また、市内の公立中学校とボランティア団体による花飾りをゴルフ競技会場、ふれあいパーク・緑の丘、花フェスタ記念公園、可児駅前広場、道の駅可児ッテにて行っていただきましたし、手づくりの応援のぼり旗の制作で会場を飾っていただいております。また、炬火リレーにおきましても小・中学生にも参加をいただきました。こういったことで、スポーツに興味を持っていただいたのではないかとというふうに考えてます。そういったことから、間接的にはございますが、可児市のスポーツの振興を図れたと考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（澤野 伸君） 保健体育施設費、体育施設管理経費、体育施設整備事業に係る部分ですが、坊主山市民運動場トイレ新設工事がされましたが、坊主山市民運動場の利用実績と管理運営費はということをお願いします。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） お答えします。

利用実績につきましては、歳入歳出実績報告書の114ページにございます体育施設管理経費の市民運動場5カ所の記載がございますが、この10万1,757人のうちの1万9,146人が坊主山市民運動場の利用者数になります。利用日数で申しますと、年末年始を除く年間289日の利用申請がございますが、天候により利用できない日もございますが、日数で換算しますと89%の日によって利用されております。また、全体の利用時間を比べますと、一こまを2時

間、1時間ということもございますが、そういうところから見ましても41%利用いただいております。

また、管理経費につきましては、電気代、水道料金、市のくみ取り手数料等を合わせまして年間52万7,487円を支出しております。以上でございます。

○委員（澤野 伸君） 利用実績の部分ですが、利用団体、それから利用個人の内訳を少し明示していただけますか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 主に、平日につきましては地元兼山の蘭丸スポーツクラブ、これはグラウンドゴルフになりますが、こちらのほうが主に利用されております。

また、土・日につきましては、中学校の硬式野球チームが利用しているという状況でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山口正博君） 134ページ、下水道管理費でございますけれども、下水道施設の維持管理委託料の内容及び支払いの内訳について教えてください。

○下水道課長（村瀬良造君） 御質問にお答えさせていただきます。

まず、下水道施設の維持管理委託料4,300万円ほどにつきまして、これの主な委託業務の内容といたしましては、公共下水道施設のうちのマンホールポンプ及びサイホン、管路の清掃等の通常維持管理業務や、そのほか緊急時の出動というふうになっております。これらの業務につきましては、可児市の西部を（有）可児エスコ、東部をウルオス（株）、そして旧兼山町は（有）御嵩衛生社にそれぞれ委託をしております。そのほかに流域下水道の接続点におけます水質調査とか、可児市が所有しています施設の除草作業等を委託しております。

それぞれの委託料につきましては、マンホールポンプ等の維持管理に対しましては、3社合計で4,013万5,725円、緊急出動が3社で合計49回、約181万円の支出になっております。そのほかに除草工事で100万円、水質調査が約50万円弱というような内訳になっております。以上です。

○委員（山口正博君） 定期的な清掃は変わらないと思うんですが、今49件ほど緊急出動があったということなんですが、今後施設が当然老朽化してきますと、いろんなことが起こると思いますけれども、そうすると、その時々によってこの委託料というのはやっぱり変化するものなのでしょうか。

○下水道課長（村瀬良造君） 現在の維持管理の仕方といたしましては、特にマンホールポンプ関係なんですけど、老朽化して痛んでいるようなものは、日々の点検の中で業者のほうで把握されまして、次年度予算で交換、オーバーホール、その他の提言がなされますので、それに基づいて当初の維持管理委託業務の中にそれを組み込むというような形をとっておりますが、いかんせん老朽化というのは進んでいく傾向がありますので、緊急出動の回数につきましては、場合によってはふえる可能性もございます。

○委員（山口正博君） そうしましたら今の御説明ですと、点検によって緊急を要しないものについては、次年度の予算に反映をさせて修理をしていくということによろしいんですか。

○下水道課長（村瀬良造君） おおむねそういう形で進めさせていただいております。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山口正博君） 135ページの雨水対策事業でございますが、この平成24年度と申しますか、その前年度からだったと思ったんですけれども、川合前畑雨水支線整備工事がありまして、設計ではわからなかったということだったんですけれども、水道管と交わってしまっという問題がありまして、工期の延長、それから想定外の工事があったわけなんです、当初の予算と決算に大きな相違はなかったんでしょうか。

○土木課長（丹羽克爾君） お答えいたします。

委員おっしゃいましたように、当初は平成23年10月7日から平成24年3月16日までの工期でございましたけれども、結果といたしましては平成24年7月31日まで、約4カ月半ほど工期が伸びたような実態でございます。

予算の面では、当初の契約額が約2,660万円でございます。最終精算といたしましては約2,900万円ということで増額は240万円。これの主な増額の理由といたしましては、安全対策等のフェンスを追加で実施したというようなことが主な理由となっております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

次の質疑につきましては、一般会計のほうの他会計繰出金、これとあわせて質疑をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員（小川富貴君） 17番の質疑のほうからさせていただきたいというふうに思います。

90ページ、公共下水道、他会計繰出金とあわせて135ページの公共下水道事業特別会計のところになります。

まず、繰出金のほうですが、おおむね公共下水道事業が完了したこの時点で、繰出金が前年度対比、済みません、これ2,000万円じゃないですね、桁がちょっと違うんですけれど、2億円ですか。ごめんなさい、これちょっと確認してないんですけど、要するに前年度対比がふえて13億5,000万円余でありまして、一方134ページにございます下水道事業費、繰出金が13億5,000万円に対して、総事業費は9億6,000万円余でございます。その繰り出し基準について、どういうふうなのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

そして、30番で、公共下水道事業特別会計、地方債についてお尋ねします。

公共下水道事業特別会計における地方債2億円余りでございますが、その事業目的、法的根拠と借入期間について、当初というよりも全体の計画と比較しての決算状況はどういうものであるのか御説明いただきたいというふうに思います。

○上下水道料金課長（可児芳男君） 最初に繰り出し基準のお話の件でございますが、90ページのほうにございます繰出金が、134ページのほうの収入としては上がっておりませんけれども、こちらの公共下水道事業特別会計、つまり公債費を含めました公共下水道事業特別会計の全体事業のほうに充当するという形になります。財源のうち、国県支出金、それぞれ下水道管理費、施設費、公債費等含めて、雨水対策事業を含めてですけれども、それぞれ財源

内訳をごらんいただきますと、国県支出金、あるいは地方債等は、下水道施設費や雨水対策事業などのいわゆる施設整備、資本形成に当たる部分ですけれども、こちらのほうに当てていく。それから使用料の関係につきましては、下水道施設の維持管理費、維持管理は使用者の負担で基本的にはお願いしたいという考え方から、そちらに先に充当しまして、ということで下水道管理費のほうに充当して、その残りは起債元金の償還のほうに、それから受益者負担金とか分担金等につきましては、同じように施設整備、いわゆる資本形成という考え方から下水道施設費の資本形成等に充当して、残りを元金償還のほうに当てていくというように特定財源には振り分けております。特定財源が足りなかった分について、なお足りない分を一般会計のほうでいただいているという状況にしております。

それから、もう一つの30番の御質問のほうです。

同じく134ページ、135ページをごらんいただくこととなりますが、地方債の2億1,320万円の内訳につきましては、財源内訳にありますように、まず下水道施設費の地方債のほうに1億8,180万円、それからページめくっていただきまして、雨水対策事業のほうに3,140万円ということで記載をさせていただいております。今回借りた分も含めまして、現在のところ借入期間というのは、いずれも1年は元金据え置きで25年払いの26年間というふうになっております。まず、下水道施設費の1億8,180万円の記載のうち、木曾川右岸流域下水道建設負担金、その明細の真ん中にございますが、こちらの金額に1億920万円、失礼しました。

○委員（小川富貴君） どこに記載してあるんでしょうか。

○上下水道料金課長（可児芳男君） その金額は、ちょっと出てきませんが、1億920万円だと思います。ちょっと後でまた確認します。1億920万円と、それから木曾川右岸の流域下水道事業のほうに充てている分なんです。この事業につきましては、県の木曾川右岸流域下水道事業計画のうち、平成27年度まで事業認可されておる各務原の浄化センターの処理場施設の増設分と、平成20年度から平成24年度までの下水道総合地震対策計画5カ年計画に位置づけられている耐震事業ですね、こちらのほうに位置づけられておるものでございまして、平成24年度の可児市の負担分として記載しております。

それから、下水道施設費のうち、残りの7,260万円につきましては、その下のほうにございます今渡、土田、石井地内の下水道管渠布設工事から、先ほど申し上げました木曾川右岸までの前ですね、公共ます、こちらまでの分の事業費ですね。主に管渠布設とか公共ますの設置が主になりますけれども、そちらに記載をさせていただいていますし、木曾川右岸の下の4つの分ですね、こちらのほうは平成23年度からの繰り越し分で、この4つの事業に対して管渠布設とか虹ヶ丘の接続関係で記載をさせていただいておるという状況でございます。

それから、135ページの雨水対策でございますが、明細のほうにございます下恵土第3雨水幹線整備工事と、それから一番下でございます川合前畑雨水線整備工事関係に起債して、その合計が3,140万円ということになっております。起債の仕方は、起債のルールに従って行っているものでして、これらの事業につきましては県のほうから事業認可を受けているエリアの中のもので、平成27年度までの事業計画に位置づけて実施しておるというような内容

のもので、それぞれ事業計画に上げて、それを予算化させていただいて、議決をいただいた後、執行させていただいて、今回の決算になっているという状況でございます。以上でございます。

○委員（小川富貴君） まず前提として、一般会計からの繰入金と地方債を入れた総額と、平成24年度の事業費に大きな差異があるということを申し上げておきたいというふうに思います。それで、今るる説明をいただいたんですけど、地方債については事業に充当しているということでございました。お金に色はないわけですから、借金に返そうが、何に使おうが正直わからないところでございますけれど、今おっしゃったような事業にきちっと地方債をやるとすれば、交付税は何%ぐらいこの地方債に対して交付税償還があるんですか。事業に使われるとすれば、交付税償還が当然あると思うんですが。

○水道部長（西田清美君） 大変申しわけございませんが、交付税に占める割合というのは所管外でございまして、直ちにお答えすることができません。

○委員（小川富貴君） 結構です。ありがとうございました。

○委員長（伊藤 壽君） 以上で質疑は終わりました、次の質疑に移ります。

○委員（山口正博君） 138ページの農業集落排水事業管理費でございますけれども、今地区、塩河地区、長洞地区という3地区で農業集落排水事業が行われております。水洗化率はどこも75%から81%となっております、大体同じぐらいの水洗化率となっております。施設維持管理委託料を基準に比べた場合、下水道料金の徴収事務委託料に長洞地区だけが異様に少なく、相違があるんですが、その理由は何かありますでしょうか。

○上下水道料金課長（可児芳男君） 下水道の使用料の関係につきましては、上水道料金と一緒に水道事業の中に徴収事務として委託して行っている関係がございます。実際、徴収事務の委託料の関係につきましては、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、それぞれ接続件数によって案分しております、いわゆる施設の維持管理委託料、こちらのほうはどちらかといえばそれぞれ施設能力が違いますので、そちらのほうの割合と異なってくるという状況でございまして、結論から申し上げます、そこにございます接続件数の割合と同等の割合というふうになっております。以上でございます。

○委員（山口正博君） 塩河地区と長洞地区と比べた場合に、ほとんど水洗化率80%ですので一緒ですし、施設の維持管理委託料も若干100万円ほど違いますけれども、ほぼ同じぐらいの規模かなあというふうに思うんですが、長洞地区だけ水道料をこの地区は余り使っていないというふうに解釈すればよろしいでしょうか。

○上下水道料金課長（可児芳男君） 十分なお答えになるかわかりませんが、塩河のほうの件数が475件、それから長洞のほうが290件ということになっています。この差が料金徴収の委託料のそれぞれ86万円と52万7,000円の違になってくるということでございます。

○委員（山口正博君） 件数が475件と290件ということで、5対3ぐらいの割合なんですけれども、そうすると水洗化率は同じぐらいなんです、施設はそれぐらいの差が、維持管理委託料は1,900万円から2,000万円のうちで100万円ぐらいしか違わないんだけど、要する

に施設自体は5対3ぐらいの割合で、ただ同じぐらいの同等の維持管理委託料がかかるというふうに解釈すればよろしいでしょうか。

○上下水道料金課長（可児芳男君） 維持管理委託料のほうについては、今おっしゃったような施設能力の関係でほとんど変わらないという状況でございますけれども、先ほど申し上げました件数の関係に差異が生じた分、いわゆる徴収委託料のほうですね、対象件数に差が出ている分が徴収委託料の差になってくるというふうにお考えいただければよろしいかというふうに思いますけど。

○委員（山口正博君） ちょっとまだ理解できないんですが、維持管理委託料が1,950万円ですよ、塩河地区が。長洞地区が1,850万円と100万円しか変わらないので、例えて言うと、能力が1,950万円と1,850万円あった場合に、水洗化率が80.4%と80.8%なんてほぼ一緒ですよ。そうすると、件数も同じぐらいにならないといかんとするんですが、件数がここで5対3ということは、要するにその施設は、維持管理費はほぼ94%ぐらい違うんですけど、要するに全く規模と維持管理委託料は一緒ではなくて、たまたま長洞地区のものについては、能力は少ないんですけども5対3で同じぐらいの費用がかかるということでもいいかと、そういうふうにご考慮いただければいいかということをお聞きしておるんですが。

○上下水道料金課長（可児芳男君） 施設につきましては、塩河と長洞は若干違っております。長洞のほうにつきましては計画の処理水量というのが666立米/日用の施設がつけられております。対しまして塩河のほうにつきましては779立米というような日処理用の処理施設がつけられておまして、現実には長洞のほうは施設は小さいのですが、処理施設の能力以上にいろんな施設管理の項目を積み上げていきますと、どうしてもその辺で差ができて、ほとんど両者の処理場の施設は差がないというような、委託料には差がないというような状況が生じております。ただ、先ほど申しましたように、処理量に比例して当然対象人員は20%近く少ないですので、同じ1%になっても若干その辺で差が出てくることはあるかと思っております。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山田喜弘君） 資料番号5の5ページ、水道事業会計決算書について。

当年度の純利益は、特別利益である修繕引当金戻し益の1億円がなければ実質赤字である。今後の黒字化への取り組みはどうするのか。

また、平成26年度から新地方公営企業会計の適用の予定がありますが、職員の企業会計や消費税法の理解をどのように取り組んでいるのかをお答えください。

○水道部長（西田清美君） この御質問につきましては、水道部長のほうからお答えをいたします。

まず1点目の今後の黒字化への取り組みはどうするのかという御質問に対してでございますが、一般質問の答弁の中でも説明をさせていただきましたように、現在県と受水費の値下げ協議を進めているところでございます。県の6月議会一般質問の答弁で、知事が来年度から1割程度の値下げを協議しているとの回答をしてみえますので、まだ精査の段階ではござ

いますけれども、これが実施され、料金体系が現状のままであれば、一般会計からの高料金対策補助金や引当金の戻し入れに頼らず、実質赤字が解消されるのではないかと考えております。

ただし、今後の給水人口の減少傾向や耐震整備等の費用の増加を考えると、これからも絶えず経費削減の努力をしていかなければならないというふうに考えております。その経費削減の一環として、長坂、松伏、鳩吹台の3つの配水池及び大森ポンプ場の統廃合を今後行ってまいります。そして、施設の効率化を図っていくことや、川合浄水場から桜ヶ丘配水池への送水を、これは県の事業でございますけれども、小名田調整池から桜ヶ丘配水池へと変更したことなどにより、電気代や維持管理委託料など、年間1,300万円ほどの経費の削減がしていけるのではないかと考えております。

さらに、老朽管路の更新や耐震整備につきましては、なるべく企業債の起債を抑制する、つまりは借金をせずに行っていきたいということで、経費を抑え、収入につきましても収納率の向上については今後も努力をし、収入確保に引き続き取り組むことで、実質赤字の解消につなげていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の職員の企業会計や消費税法の理解をどのように取り組んでいるかということでございますが、人事異動により初めて発生主義、複式簿記の事務に携わる場合、前任者からの引き継ぎはもちろんのこと、実務面でのサポート体制をとっております。幸い市役所の異動につきましては、遠くへの移動といっても連絡所など市内でございますので、実務面のサポートは可能であるというふうに考えております。さらに、職場外研修の受講や職場内研修、課内研修などにより知識の習得と理解向上を図るとともに、参考図書や参考資料による自己研さんに取り組んでおります。また、適宜マニュアル内容の更新、それから作成資料の中に作成時の注意点やチェック機能を付加するなどして誤り防止にも取り組んでおります。以上でございます。

○委員（山田喜弘君） わかりました。

1点だけ、引当金の戻し入れは、引当金繰り入れしていないと引当金戻し入れはできませんので、引当金繰り入れたときはそこは損失ということなので、今答弁ありましたけど、引当金の戻し入れに頼るところはないということは、先に引き当てしておかなあかんということなので、その辺は理解しておいていただきたいというふうに思います。

○水道部長（西田清美君） 御教授ありがとうございました。

○委員長（伊藤 壽君） 以上で、事前に提出された質疑は終わります。

そのほか。

○委員（伊藤健二君） 関連をさっきやらなかったけど。山口委員からの138ページの関連をやらずに、さっと山田さんのほうに飛んじやったけど、関連はやらせてもらえませんか。

○委員長（伊藤 壽君） 失礼しました。伊藤委員お願いします。

○委員（伊藤健二君） 138ページで、31番の山口委員からいただいた下水道料金関係の話ですが、今塩河地区と長洞地区の諸経費の接続件数との整合性の問題を問題化されたようでし

たが、それについて関連で1点だけ質問させていただきますが、塩河が475件接続で、規模が長洞に比べて大きいわけですが、給料と動力費を逆の視点で比較をしますと、使用規模の小さいほうが給料関係も20万円多いし、動力費で見ると、設備設定は塩河のほうが779立方メートルの処理料を想定してつくっているんだけど、長洞のほうは660立方メートルでさらに小さいにもかかわらず、かかっている動力費は高いという現象が起きています。いわゆる想定と本来整合するものであるならば逆転していきやいけないはずだけど、現実にはそうじゃないわけですね。そのそうじゃない現実は、たまたまの特殊事情なのか、それから動力なんかについては、設定してある機械の性能やレベルや経年劣化のレベルにも影響されてくる話なんで、これはたまたまいろいろやってみえるけどこういう状況になっておるといだけの話なのか、先ほど山口委員からはさまざまな論点が提起されましたけど、私はこれはこれでいいんじゃないかと思うんだけど、どうなのでしょう。数字が逆転している。

○下水道課長（村瀬良造君） 今の御指摘、大変私どもも注意しなければいけないところというふうにお聞きしたんですが、過去の維持管理経費を見ますと、塩河と長洞の処理場の維持管理費が、やはり前年の点検をもとにして次年度に補修したりするところを加味して、いろいろと組み立てていって契約をしておるわけなんですけど、その中で見ましても、例えば平成21年度ですと塩河のほうは1,966万7,000円に対して、長洞のほうは2,067万円というような委託費になっていますし、かなり施設の規模の割にはお互いに金額が似通っているところがあるもんですから、先ほど委員がおっしゃられたような形で、一度施設の老朽化の進み方の違いとか、そういったいろんなことが考えられると思いますので、そういった目で一度ちょっと私どものほうで再点検してみたいと思いますので、ありがとうございました。

○委員長（伊藤 壽君） 関連ですか。

○委員（小川富貴君） 上水道のほうの決算の企業会計に向けての取り組みがございましたが、下水道についての企業会計の取り組みも企業会計に持っていくという方向が出されていますので、非常に重要な課題ではなかろうかというふうに思います。上水道に比べて余りにも大きい赤字、それこそ高料金対策ですか、一般会計からの繰り入れ、それで地方債6億円もの差があるような状況の中で、先ほど担当は高料金対策についてその問題を感じているというふうにおっしゃられましたけれど、私一般質問でもさせていただきましたけれど、未水洗化、要するに75%、85%は明らかに下水道法違反、これに見て見ないふりをしながら企業会計に持っていくということはあってはならないことだと思うのが1点と、もう1点は、要するに地方債の償還がこれから平成20年から平成25年というふうにおっしゃいました。まだ、多分ことが最後ではないと思うんですね。またいろんな事業があるからということで、地方債借りていかれるんだろうと思うんですけども、そういった見込みも含めてのスキームをきちんと議会のほうに提示していただけるようお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○水道部長（西田清美君） 今小川委員がおっしゃられましたように、今後平成29年度下水道のほうも公的化、公営企業会計のほうに準備を進めているところでございますので、逐次また状況のほう、経過のほうを報告させていただきたいと思います。

○委員（富田牧子君） 107ページの図書館のところで伺いすることにしまして、それで3問あるんですけど、1問ずつ聞くということですね。

○委員長（伊藤 壽君） 内容が違えば1問ずつお願いしたいと思います。

○委員（富田牧子君） そうですか、一応最初に全部言ったほうがいいでしょう。

図書館のほうですけど、実は平成24年の教育委員会が出している点検評価シートというのを見た中で私が質問をするわけですが、図書館のレファレンス業務について、ここでは職員向けで庁内で5件のレファレンスをやったと書いてありましたが、そのほかにはないので、平成24年でどのぐらいのレファレンスの業務があったのかということをお尋ねしたいことが1点。

それから、同じくそこに書いてあったことの中で、未返却本の件ですけれど、長期にわたると1年も返していないという人がいるというふうなことで、3カ月、6カ月というふうに分けて返してくださいという連絡をしたというふうに書いてありましたが、全体としてこの未返却本というのはどれぐらいあるのかということを知りたいということと、それから3番目ですが、これは決算の中には金額じゃないので、こういう話は出てこないわけですけれど、所管が変わり、今後その教育委員会の点検評価シートの中では出てきませんので、こうした図書館のこのもっと全体像がわかるというか、それは今後どんなところでわかるようになるのかということをお教えください。

○図書館長（神戸洋二君） お答えします。

レファレンス業務につきましては、市役所職員へのレファレンス業務は件数が大変少ないですけれども、一般的に利用者の方へのレファレンス業務につきましては、平成24年度は300件ほど、正確な数字はちょっと今持っておりませんが300件ほどあります。

それから、未返却本につきましては、ちょっとお時間を下さい。

それから、今後の図書館の概要につきましては、これまでも出させていただいている図書館の要覧に細かな数字を載せていきたいというふうに思っています。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） そのほか、質疑がございます方。

○委員（伊藤健二君） 87ページ、河川費の中の河川管理費、河川総務一般経費です。

この87ページのところには、排水ひ管操作委託料として1件30万何がしが載っておりますけど、これに関連して、可児市内にある可児市が管理をするひ管の数についてお聞かせいただきたい。この1件については、委託をしているわけだけど、その残りの市が管理すべき市内に降った雨等を排水するこのひ管を誰がどのように管理をしているか、簡単に結構ですが、その点を教えてください。

○土木課長（丹羽克爾君） 一昨日のような台風のときは、土木課職員も含めて庁舎のほうへ待機いたしまして、可児川とか木曾川の水位を確認しながらひ管の操作を行っていくわけですけれども、先ほど御紹介のありましたひ管の操作委託は、土田、木曾川の下田ひ管と土田ひ管、この2カ所について地域の方々に委託しておるものでございます。その他のところについてのひ管でございますけれども、可児川等のひ管でございますけれども、基本

的にはマイターゲートと申しまして、水位が上がりますと自動で閉まって、川の水位が下がりますと自動で開くというようなゲートが多いものですから、これについては市のほうで操作するということがございません。いわゆる巻き上げ式のゲートがそのほか数カ所、4カ所、5カ所ぐらい、今ちょっとあれで申しわけないですけど、5カ所ほどあると思います。そういったところは、先ほど申しました可児川の水位の動向を見ながら、現地に職員が参りまして必要な操作を行っていくということでございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） そのほかございますか。

○委員（山田喜弘君） 46ページ、自治振興についてというよりも、自治会に加入している方はそれなりに意見を言って市に取り上げられることがたくさんあると思いますけれども、自治会に加入していない人の意見について、まちづくりについてどのような仕組みがあって、それで吸い上げることについてどのようなお考えなのかお聞かせいただきたいと。

○地域振興課長（坪内 豊君） そうでしたら、お答えさせていただきます。

自治会加入者の方につきましては、今委員御指摘のとおり、自治連合会とかそういったところを通じていろんな御意見をいただいてということ、それから自治会要望とかいったことで伺っているというようなことがございます。

非自治会員の方につきましては、こういった組織としての仕組みというのは特にございませんけれども、いろんな機会、こういったこと以外の機会、例えば懇談会を今各地域でやっておりますけれども、そういったところで御意見をお伺いしたりとか、市長への手紙といったものとか、そういったところから御意見とかを伺うというようなことで行っております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） そのほかの質疑はございますか。

○図書館長（神戸洋二君） 先ほどの富田委員の御質問にお答えします。

滞納本のことでございますけれども、督促件数は平成24年度で2,024件でございます。督促冊数は5,755冊になります。それで、なくしてしまったということで、現物弁償と対価の弁償につきましては、あわせまして52件がございます。それで、長期滞納による回収不可能となった本が88冊ございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） そのほかの質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは次に、平成25年度各会計補正予算につきまして質疑を許します。質疑のある方はお願いします。

ございませんですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、認定第1号から認定第17号までの平成24年度各会計決算及び議案第43号から議案第46号までの平成25年度各会計補正予算についての質疑を終了します。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。御退席ください。ありがとうございました。

〔執行部退場〕

それでは質疑の結果を踏まえまして、可児市議会として平成24年度決算審査の結果を平成26年度の予算編成に生かすために注意を喚起すべき事項など、委員長報告に付す、または附帯決議に付したほうがよいと思われる意見をお聞きし、第2分科会において提言としてまとめていただきます。

それでは意見のある方、挙手をして発言してください。よろしく申し上げます。

○委員（富田牧子君） いじめのことは山口委員だけしか触れられませんでしたけど、私はこれ、もう2年経過しつつあると。それで、初年度のこのときに随分大きなお金がつかまして、1,017万円だったと思うんですけど、それで私はこれとこれは反対ということを上げたんですが、今、国のほうから、法が通ったので予算が来て、この補正でも出たと思うんですけども、この分のお金は国のほうでお金が出るということになりましたんで、本当にいじめ対策の予算をどうするのかということをもうちょっと委員会の中で議論をしていくといいんじゃないかと。2年たって、やっぱりこういう方向でもっとやりなさいとか、それはいろいろですけどとにかくそういうことについて、委員会として、分科会で提言をまとめられるといいかなというふうに思っているんですけど。

○委員長（伊藤 壽君） これに関連して何か御意見はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

そのほか、ほかに御意見はございますか。この件以外に関してでも結構です。

○委員（山根一男君） 私は質問しませんでしたけれども、a1aにつきまして2件ほどの方からいろいろと管理とかファシリティーマネジメントと申しますか、私もちょっとよく利用するほうですけど、雑草が結構生い茂っていて、ちょっと見苦しいなあと思うこともよくありましたし、それも含めまして管理がどのようになされているかと、今後の予定なんかも含めまして、委員会として何らかの示唆を求めるといのはいかがでしょうかね。

○委員長（伊藤 壽君） ただいまのa1aの管理等の御意見をいただきましたが、その件に関して、関連する御意見がありましたらお願いします。

○委員（酒井正司君） a1aに限らず、公共施設全般の維持管理の長期計画ということが必要だと思うんですが、特に今度地域防災計画が新しくなりまして、いわゆる自助・共助の辺で、集会施設なんかもかなりそういう安全であるとか耐震であるとか、そういう機能がしっかりと求められるんで、公共施設の長期的な維持管理計画のようなものに注力してほしいというようなことを入れたらどうかと思います。

○委員（伊藤健二君） a1aの問題に関連してなんですけど、今、a1aは指定管理制度で財団に委託をして、財団が建物・設備・備品にかかわってどういう対応をとるかという、軽微なものはa1aのほうの指定管理料、委託料の中に入っている該当項目で処理をしないと。軽微じゃない、逆に言うとその基準が問題になるわけですけど、お金のかかるものについては可児市の公共施設の改修費用で面倒を見る。ということは、つまり今計算中なんですよけれども、公共施設の基金の必要額の流れの中で対処が行われていくということになるわけですね。

それで、私言いたいのは、軽微なものというのの範疇がいろいろあるみたいなんですけど、一定程度、建物・備品、建物は別にして備品器具関係についても明確な管理基準をはっきりさせていくことが必要でないかというふうに思います。

すると、経年劣化という問題がさっきから出ているんで、例えばエアコン関係だったら、建てて10年超えていくと急速に始まりますよね。15年超えたぐらいから、そんな長い間よう使っておるなというぐらいの話になっていくわけで、必ずいろんな備品類、さっきは音響関係であるとか瞬断防止装置だとか、さまざまな電気器具あるいは装置にかかわる部品のパーツの大きさをかえなきゃいけないようなものも出てきました。ああいうものが、単に金額だけで決まるかという問題もあるし、金額だとどれだけの数、面積の対処をするかによって金額は大小動くわけですよ。だから100万円以下だったら軽微だからおまへのところでやりなさいというふうに言っちゃうと、どんだん市の側は財団に対して100万で抑えるように工事を組んでいけと行って、指定管理料の中で努力しなさいという話になるわけで、その辺は極めてファジーな部分がいっぱいあって、やはり管理基準、それから公共施設整備基金のものを計算していく、必要額を計算していくときに、どういう部分についてはきちっと可児市が面倒を見るという考え方をはっきりさせる必要があると思うんです。

その辺で、特にああいうでかい施設、a 1 aのような指定管理で丸投げしちやっておる部分については、設備・備品にかかわる基準を明確にしていくということについて、もうちょっと突っ込んでもらったほうがいいんじゃないか。管理基準を明確にさせていく点で、点検もしたほうがいいと思うんで、それについて議論を進めたほうがいいんじゃないかというふうに私は思うんでちょっと意見を出しました。

○委員長（伊藤 壽君） ほかにこの件に関して御意見のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それではこの件以外の御意見でも結構です。御意見のある方はお願いします。

○委員（富田牧子君） 先ほども小川委員が言われたんですけど、下水道の未接続の問題はこれ以上放置していくことができないって、今までも何遍も言っていましたけど、本当に企業会計に変えていかなきゃいけないという会計のところで、本腰を入れて、やっぱりそれはそれで努力してやってもらわないといけない問題ですので、ぜひこのことも議論していただきたいと思いますが。

○委員（小川富貴君） 公共下水道が家の前に来たら、3年以内に接続しなきゃいけないというのが下水道法にありますけれど、もう3年を超えています。免除というのはあるんですけども、ちゃんとした理由があれば免除なんですけれども、ちゃんとした理由を個々に可児市は聞いていません。2回アンケートをばらっと配って、そのアンケートを収集した。そのアンケートの中で、もう年をとっているからとか、家を建てかえるまで待ってほしいとかいう意見があったというだけで、下水道法によれば、個々にきちんと納得できる理由があれば免除規定に当たるわけです。そういう免除規定に当たるような作業は市はしないままで、未接続が続いている状況があります。これは明らかに法律違反なんです。

こういったことを、行政は法に沿って粛々と仕事を行っていくのが行政の仕事のほうです。ただし、一方で住民の声に答えるということも重要なわけですから、きちんとしたことをしていくということを目指すということは重要ではなかろうかというふうに考えています。ありがとうございます。

○委員（山口正博君） 私も関連なんですけれども、未接続については、くみ取りから水洗にされる方と、昔の単独浄化槽から接続される方とあるんです。合併浄化槽であれば、適切に管理しておれば下水道と同じことになるんですけれども、一番私が危惧しておるのが、単独浄化槽のままで、それも下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法でいろいろと行政のほうからいろんな仕事を与えられておる側が、単独浄化槽でいいんだということを言ってしまうんですよね。そういう問題がありますし、特に単独浄化槽を下水道に変えたくないという人は、大量に水を使う人なんです。ですから、単純に言うとお金を払いたくないから変えないという、事業をやってみえる方が多いので、事業をやっておれば、どちらが得かといったら、水道料金に見合った下水道料金は払わないかんなんですけれども、将来のメンテナンスを考えたら、絶対に私は下水道のほうが良いと思うんです。そういう実態が、多分川合でも一つ宿泊施設でありますし、多分可児市をいろいろ調べればもっとあると思うんで、そこをまず第1段階でやるような、条例をつくることはできるのかわかりませんが、私もまだ研究不足で、そういうことが必要ではないかなというふうに思いますので、ぜひ建設市民委員会のほうで議論をしていただきたいというふうに思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見はございますか。

これ以外の件に関しての御意見でも結構です。御意見のある方はございませんか。

○委員（山田喜弘君） 自分で言うのもあれですが、先ほど質問したように、自治会の加入率を上げていくことは重要なことだと思いますけれども、あえて入らない方もあるので、まちづくりとして自治会に加入していない人の声の吸い上げ方について一度執行部は検討すべきじゃないかということをご提案しておきます。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関しては、何か関連する御質問はございますでしょうか。

○委員（酒井正司君） 全く同意見なんです。防災会議に寄っていったときに、やはり自治会というのは大きな組織として注目を浴びて、これに頼る、あるいは頼り過ぎるようなきらいがありまして、私も意見言いましたが、きのうの答弁で、自治会で自主防災、63%しっかりとやっていますよと言ったって、自治会そのものは60%台なんです。掛けると4割行かないわけですね。ですから、今の山田委員のおっしゃることは本当にもっともだと思います。ぜひとも積極的に、自治会にかわるものでも結構ですし、何らかの安全だけでもいいですから、組織化をぜひ推進していただきたいなあと思います。

○委員（川合敏己君） 農業振興エリアでなければ、今結構宅地化というのが進んでおまして、先ほどの河川改良事業の中では、内水氾濫に対する工事というのはまだまだ進んでいないようなことをおっしゃっていました。

流末が整備されていないところに関しては、雨水浸透ますで済ませてしまおうというような行政からの考えもあるようでございますので、私は今後農地が転用されて宅地化したときに、まだまだ進んでいくと思うんです。そういったときにしっかりとした雨水排水処理ができるような環境をつくっていかねばいけないと考えております。

ですので、この件について一度取り上げて議論をしていけたらいいなあというふうには思っております。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関して、関連でございましたらお願いします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

この件以外でほかに御意見はございますでしょうか。関連結構です。

○委員（山口正博君） 私は一般質問で何回もしたかと思うんですけれども、今、川合委員がおっしゃったことは、私の頭の中で考えるには、もう線引きしかないんですよ。要するに、インフラの整備をしようと思ったら、財源が要るわけですよ。総務部長の答弁にありましたように、要は市街化区域であれば宅地並みの課税がかけられるわけですよ。そこで、都市計画税、固定資産税が今減ってきてはおるんですけど、合計で70億あるわけですから、それが今農地で用途指定がしてあるところが宅地並み課税になれば、すごい財源になるんですよ。それを前提に考えないと、なかなか議論するだけで難しいかなというふうに思いますので、可児市は線引きはしないというふうに過去に決めたみたいですが、そのあたりも視野に入れて少し検討してもらえるとありがたいかなというふうに思います。

○委員長（伊藤 壽君） そのほか、この件に関して御意見は。

○委員（伊藤健二君） 雨水排水と都市計画事業のかかわりと金の取り方と集め方と、大変範疇の広いテーマを山口委員が提起をされましたが、大事なことだと思います。

ただ、この間の2010年の7・15、その後の15号台風によって9月20日のあふれ出た問題、2年続けて豪雨災害が出て、きのう、おとといの16日の18号台風で出てきた全国の状況はまさしくよく似ておるんですよ。構造的には日本国中どこ見ても、50年に1遍に耐えられるかどうかという設計で来た排水関係が、全部50年じゃなくて毎年のように、それもゲリラでどこに起きるかわからん。突然降り出してきて、が一つと来て、1時間後にはもう床上浸水になっちゃっておるわけです、今回のところでも、京都の福知山関係でもそうですけど。写真見られた方は、この前の可児川のあそこと一緒ですよ。物すごい広い川幅になっておるといふか、全域が埋まっておるんで、だから1階の屋根の近くまで、潰れたところを含めて、ああいう状況になるわけで、突然、予告なく、ですから防災問題としても極めて重要なんですけど、もともとの日本の今の現状が、さっき言った25年だの50年に1回のレベルでしか来ていないんで、今流末が未整備、そのとおりです。川合委員も一般質問でやられたですよ。下恵土地域の幹線の排水がどうなっているかというのを足で調査した結果をもとにして、彼が追及していました。大変大事な論点だと思うんですけど、今川合の一部と土田の雨水幹線を今年度予算でやっているところですが、あれやってもまだまだあふれ出るところいっ

ばいあるんです。だから、都市計画税、全部雨水幹線に放り込めというふうになるかどうかは別にして、もともとの下地、基盤がそうならない状況からどういうふうにやっていくかという問題なんで、大変事は大きいです。

単年度ではもちろんできないので、どのレベルまで持っていくかというふうになるわけですが、国の基準がいまだに河川管理は基本的に50年に1回までは耐えられるという線ですから、可児川の整備も、基本基準は50年に1回ですので、130年に1回は来たけどどうしたかという、壊れたところだけを積み上げて、4メートルプラスアルファで逃げるという対処の仕方ですから、基準点は変わっていない。国・県のレベルは変わっていないけど、可児市でどうするかという論点でしっかりと議論してもらえたらよりいいかなということを承知でかかっていかないと、なかなか大変かと思います。

何を発言したかというのは不明瞭ですが、済みません。

○委員（山口正博君） 都市計画税もそうなんですけれども、やはりインフラ整備をしていく上には財源が必要だということで、今都市計画税のほとんどとは言いませんけれども、下水道の償還に充てておるんですよね。下水道も面整備がしてあるところにいっぱい農地があるわけですよ。用途指定がしてあって、農振農用地は別ですよ。そこは猶予されておるんですよ。

しかしながら、その地主が売って農地転用、1カ月半あれば転用できますので、そうするとあしたからすぐ使えるんですよね。そこを要するに償還、私は一気に返したらどうだと言ったんですけど、一気に返しても利息は払わないかんらしいんで、30年なら30年のスパンで償還していけばいいと思うんです。それに見合った負担を少しでも農地にかけないような、受益者負担金の徴収も考えていかないと、どんどんこれから財源が減っていく中で、やっぱり仕方ないというふうに思うんです。やはりそれだけの面整備を可児市は決めたわけですから、線引きをしないというのも決めたとし、こっだけ面整備を下水道をやるんだとやってやったのも可児市がやってきたわけなので、その財源はきちっとその受益者、将来農地転用して宅地にすれば益を得る人から、無理のないように、償還に合わせた形で私は徴収していくべきだというふうに昔から思っていますので、委員会では意見が言えませんが、今この場で申し上げておきます。

○委員長（伊藤 壽君） 先ほど前に出ました下水道の未接続の問題、これに関連ですね。

そのほか、御意見ございますでしょうか。

○委員（小川富貴君） 今の山口さんの御意見のようなことを、多分私も10年近く前に、前の市長に、行政の責任問題が起きてくるんじゃないかということをお話ししたことがあるんです。大きな事業をやるときに、将来に負担が残って、益の少ないようなことにならないように、例えば都市計画税の使い方は雨水を主に使って、下水の埋設にほとんどを使うようなやり方について、これをやり続けたときに、要するに執行側としての責任をきちんととれるのかということをお聞きしたことが本会議でございます。やっぱり行政は責任と覚悟をきちんと持って事業を行っていくということが非常に求められるという点について、やはり一度議

論しておくことも必要ではなかろうかなというふうに思います。もちろん議員もですが。

○委員長（伊藤 壽君） そのほかに御意見ございます方。

○議長（川上文浩君） 聞いていて、出なかったもんですからぜひお願いしたいと思うのは、可児駅東土地区画整理事業もほぼ終了にかかって、そして同じ都市整備課の中で、可児駅前線街路事業も今、本来でいくと25年度でほぼ、26年末でほぼ終了するという中ですけれども、いろいろ諸問題があって遅々進んでいないみたいなどころがありますんで、その辺のところも今後どのような形態になっていくのかということも明確にしていくために御議論いただけたらなあというふうに思います。

もう1点は、来年にスタジアムが完成します坂戸の総合グラウンドですけれども、グリーンテクノの跡地も含めまして、市は換地をしてでもいただきたいような話をしていましたけれども、その辺についても何かあれば、委員会の中で御議論いただけたらなああと、この2点を、もしあればということをお願いしたいなあというふうに思います。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ただいまの御意見に関して何かございましたら。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

そのほか御意見ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

なければこれで意見のほうは終わりとさせていただきます。

それでは、最後に皆様方からいただきました御意見を副委員長よりまとめていただきます。

○副委員長（伊藤英生君） 今回も7つにまとめさせていただきました。

富田委員のほうから、いじめ対策の予算をどうするのかという御指摘がございました。

そして2つ目が、山根委員、酒井委員、伊藤健二委員のほうから、a 1 a 及び公共施設の中長期的なファシリティーマネジメントについての御指摘がございました。

3つ目が、富田委員、小川委員、山口委員から、下水道未接続の問題についての御意見がございました。

4つ目が、山田委員、酒井委員のほうから、自治会未加入にかかわる問題についての御意見がございました。

5つ目が、川合委員、山口委員、伊藤健二委員、小川委員のほうから、雨水排水の件について御提言がございました。

そして6つ目が、川上議長のほうから、可児駅東土地区画整理事業と可児駅前線街路事業についての御提言、そして7つ目が、スタジアムについての御提言がございました。大体この7つに絡められるかなと思いますが、補足等ありましたらよろしくお願ひいたします。

○委員長（伊藤 壽君） ただいまの意見の取りまとめでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ただいまの副委員長のまとめをもとに、9月24日に開催する第2分科会において建設市民委員会所管の提言案をまとめていただきます。その後、9月27日の予算決算委員会において、

分科会長より報告をいただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で本日の当委員会の会議の日程は全部終了いたしました。これで終了してもよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

本日はこれにて散会いたします。なお、次回はあす、9月19日午前9時より予算決算委員会、教育福祉委員会所管部分を行います。大変御苦勞さまでした。

閉会 午前11時49分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年9月18日

可児市予算決算委員会委員長